

No	023	市町村名	大東市		実施の有無	平成23年1月10日作成
障がい者施策	A	重度身体障害者住宅改修助成事業		有	所在地: 介護保険課 大東市谷川1-1-1 健康いきがい課 大東市幸町8-1	[平成22年10月31日現在] 人口: 127,315人 高齢化率: 20.3%
	B	その他のバリアフリー施策		有		
高齢者施策	C	高齢者住宅改修助成事業		無		
	D	介護保険住宅改修費支給		有		

A	重度身体障害者住宅改修助成事業			担当部署	健康いきがい課	
対象者	(1)身体障害者手帳1,2級、または体幹、下肢機能障害で3級の方がおられる世帯 (2)重度知的障害者がおられる世帯 但し、上記の世帯で、生計中心者の前年の所得税が7万円を超える場合は対象外					
助成金額の上限	概ね50万円 上限は80万円					
手続きの流れ	①相談受付後、いきがい課の職員のPT、OTが初回訪問し、諸状況を把握、いきがい課にて改修内容を検討 ②市委託の建築士(NPO快居の会)と2回目の訪問をし、建築士が図面及び仕様書を作成する ③改修プランを元に改修業者(2社以上)に見積りを依頼し、見積り内容により業者を決定する ④1年を4期に分け、その期間内で受けた相談の中で見積金額が決定している案件の緊急度の高い順から、申請を正式に受付、審査する ⑤助成の実施が決定され、改修工事を着工する ⑥中間検査は、必要のある時のみ実施し、いきがい課PT・OTと担当の建築士で行う ⑦完了検査を必ず実施する					
HPへの掲載	有	申請書類のダウンロードは無し	訪問調査	有	事前2回 中間・完了各1回	
事業概要説明書類	有					
申請書類	有					
特記	予算の範囲内で受付を行う					

B	その他のバリアフリー施策					
日常生活用具の給付(住宅改修/居宅生活動作補助用具)						

D	介護保険住宅改修費支給			担当部署	介護保険課	
対象者	要介護・要支援認定者			業者登録	有	
支給金額の上限	20万円(1割本人負担)			償還払い	有	受領委任払い(給付券方式) 有
手続きの流れ	<p>『償還払い方式』</p> <p>①申請書類を揃えて、事前申請を行う ②市が受付、確認、チェックをする ③申請書に対し、承認、不承認の判定を下す ④承認、不承認の通知書を送付 ⑤改修工事 ⑥申請者が全額を業者に支払う ⑦請求書、承諾通知書、領収書、施工計画書及び写真を市に提出 ⑧市が申請書受付、確認、チェックをする ⑨決定通知書を送付 ⑩被保険者への支払い</p> <p>『給付券方式』</p> <p>①申請書類を揃えて、事前申請を行う ②市が受付、確認、チェックをする ③申請書に対し、承認、不承認の判定を下す ④給付券を作成し、送付⑤改修工事⑥申請者が原則費用の1割を業者に支払う ⑦請求書、給付券、領収書、施工計画書及び写真を市に提出 ⑧市が申請書受付、確認、チェックをする ⑨決定通知書を送付 ⑩事業者への支払い</p>					
HPへの掲載	有	申請書類のダウンロードは無し	訪問調査	無		
事業概要説明書類	有					
申請書類	有					
特記	300件/年					